

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部林務課林業経営強化担当
内線番号	5018

No.	項目	内容						
①	処分名	生産森林組合の解散の決議の認可						
②	法令名	森林組合法						
③	法令番号	昭和53年法律第36号						
④	根拠条項	第100条第4項						
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:丹後広域振興局長、中丹広域振興局長、南丹広域振興局長、山城広域振興局長、京都林務事務所長)						
⑥	法令の定め	<p>第100条第4項(抜粋) 第83条(第6項を除く。)、第84条、第84条の3、第84条の4第1項及び第2項本文、第85条から第88条まで、第89条第1項並びに第90条並びに会社法第502条並びに第507条第1項及び第3項の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第83条第4項中「10人」とあるのは「5人」と、同法第507条第1項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>第83条第2項 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>						
⑦	審査基準	<p>・森林組合法等に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について (平成6年9.29 6-8 林野庁林政部経営課長通知)</p>						
⑧	経由機関名							
⑨	協議機関名							
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)2ヶ月						
		<table border="1"> <tr> <td>経由期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該処分機関</td> <td></td> </tr> </table>	経由期間		協議機関		当該処分機関	
経由期間								
協議機関								
当該処分機関								
⑫	問合せ							
⑬	備考							